

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成28年  
6月1日  
(水曜日)

## 目次

○告示  
森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度(森林整備課)……………



### 山口県告示第七十五号

平成二十八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成二十八年六月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 水源涵養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単位区域	許可をすべき皆伐面積の限度(ヘクタール)	土砂流出防備保安林(ヘクタール)
阿北地区	萩市(平成十七年三月五日における阿武郡田万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。)	六一・七六	一九三・九一
橋本川	萩市(平成十七年三月五日における萩市並びに阿武郡川上村、むつみ村及び旭村の区域に限る。)	九一五・三八	一三七・六〇

#### 二 魚つき保安林

同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)
大津地区	長門市	豊浦地区	下関市	厚東川・厚狭川	宇部市	美祢市	山陽小野田市	下関市	大島地区
四一・一四	一六九・五八	三七八・八五	一五八・六二	六八二・五六	一三三二・〇三	二七五・〇八	三五一・〇二	六八二・五六	六・九八
一六九・五八	一六九・五八	一五八・六二	一五八・六二	一三三二・〇三	一三三二・〇三	二七五・〇八	三五一・〇二	六八二・五六	六・九八

#### 三 保健保安林

同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域(ヘクタール)
阿武町	萩市	長門市	下関市	宇部市	防府市	宇部市	上関町	周防大島町	山口県
四・三〇	二七・三八	一八・二八	二二・六四	四・三〇	三・九〇	〇・一一	九・〇二	二・五六	一三四・七〇
四・三〇	二七・三八	一八・二八	二二・六四	四・三〇	三・九〇	〇・一一	九・〇二	二・五六	一三四・七〇

平成二十八年六月一日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事  
庁